

令和 8 年度 税制改正見直し事項 ( 廃止 ・ 縮減 )

(復興庁)

|           |  |     |      |
|-----------|--|-----|------|
| 項目名       | (株)東日本大震災事業者再生支援機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の廃止   |     |      |
| 税目 (条文番号) | 印紙税 (震災特例法第 47 条①、同法施行令第 37 条①一、同法施行令第 37 条②六イ)  |     |      |
| 見直しの内容    | <p>(株)東日本大震災事業者再生支援機構 (以下「震災支援機構」という。) は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関等が有する債権の買取り等の業務を通じて、債務負担を軽減し、再生支援を行うことを目的として、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」に基づき、平成 24 年 2 月に設立された (いわゆる二重ローン対策)。</p> <p>震災支援機構が支援先の被災事業者に対して資金の貸付け (つなぎ融資に限る) を行う場合には、令和 8 年 3 月 31 日までの間、当該貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税について非課税措置が講じられている。</p> |     |      |
| 内容        | 平年度の増収見込額  | -   | 百万円  |
|           | (制度自体の減収額)   | ( - | 百万円) |
|           | (改正増減収額)   | ( - | 百万円) |
| 廃止又は縮減の理由 | <p>震災支援機構による貸付については、主として支援決定や債権管理等の支援初期のフェーズに行われるものであり、支援決定期間は令和 3 年 3 月末で満了している。今後、本制度の活用が見込めないため、廃止するもの。</p>   |     |      |